

行政調査新聞社
 〒350-1103 埼玉県川越市霞ヶ関東三丁目八番地十三
 TEL 049(237)5431 FAX 049(237)5432
 http://www.gyouseinews.com/
 東和銀行霞ヶ関支店 普通口座 3009607
 ギョウセイチョウサシンブンシャ(行政調査新聞社)
 社主 松本州弘
 毎月一回 22日発行
 一般購読費.....1ヶ月 1万2千円
 賛助購読費.....1ヶ月 3万円
 賛助会員購読費.....1ヶ月 6万円
 特別購読費.....1ヶ月 12万円

行政調査新聞

平成21年(2009年)

5月号

行政調査新聞は、地域住民の権利を擁護し、行政と公共機関の横暴に対して断固たるメスを振るう新聞です。

川越市庁舎 騒然！ 「公正・公平」を掲げる川合市長の「メチャクチャ人事」!! 「魔女狩り降格」と「えこひいき昇格」に職員の怒りと不満が噴出!! 条例を知らない行政素人「違法弁護士市長」など、川越市には不要だ!!

「市長は挨拶回りと人事で多忙なため、今月は貴社のインタビューには応じられません……」

今年2月8日に第27代川越市長に就任した川合善明氏……。本紙はこれまで島田ふじみ野市長、藤縄鶴ヶ島市長ら、埼玉県内各自治体における新市長の誕生に際し単独イ

川合市長、初の市政方針演説で「公正・公平」を連呼 その裏で「えこひいき・魔女狩り」人事を断行! 職員を知らずして「人材の最適な再配置」など不可能

さる3月の川越市定例市議会に初登場した川合市長は、開会冒頭にて「市政の方針について」と題し演説した。

「私にとりまして初めての定例市議会でありますので……」と前置きした市長は、市政運営の基本姿勢として「改革」、「公正」、「公開」の3点を掲げた。そして改革については「限りある人的・物的資源を市政運営に最大限活用できるよう努めてまいります」と述べ、また「市民の立場に立った公正・公平な市政運営に取り組んでまいりま

インタビューを行い、そのフレッシユな政策や人物像を克明にお伝えしてきた。いうまでもなく本紙の拠点は川越市。川合新市長へのインタビューは、読者に対する当然のつとめと認識してきた。だが市側は、さる3月にあらかじめ申し入れていたインタビュー依頼に対し「人事等で多忙」

「と、抽象的な内容ながらも「公正」という言葉を連発していた。川合氏は早大および東京教育大卒。東京で弁護士事務所を開業しこれまで川越青年会議所財務室長、東京弁護士会副会長、筑波大学法科大学院客員教授等を歴任した経験の持ち主。だが政治や地方自治に携わった経験はない。川合喜一元市長(81・93年)の息子である、という事実だけが彼と市政を結びつける唯一の接点だ。しかし父から子へのいわゆる二世議員と呼ぶべ

を理由に断ってきた。だが本紙はこのとき、川越市庁舎で密かに進められていた、新市長による恐るべき「えこひいき・魔女狩り人事」について、知るよしもなかったのである……。本紙は今月号で、行政素人「弁護士市長」の人事をめぐる明白な条例違反を明らかにする!

とした改革理念をどう実現していくかについて、市庁舎で粛々と業務をこなす各方面のプロフェッショナル職員から意見を聴取し、ともにプランを練り直す、いわば「行政リーダー」としての練習期間」が必

き「地盤の引き継ぎ」はない、といってもいいだろう。「具体的政策なし・政治未経験」の川合氏がベテランの細田候補をやぶり当選したのは、「改革熱気」に煽られた前舟橋政権への反動から、自民、民主、公明はおろか社民党までもがこぞつて支援したからに他ならない。

行政未経験であれば当然ながら、初就任直後から毎日が勉強であるはずだ。出馬時のマニフェストに、あるいは現在、彼自身のホームページで謳っている漠然

要であるはずだ。むろん市職員も、持ち場で培った経験からくるアドバイスを、新市長に積極的に提供することを厭うはずがない。そうして市長と職員とがオープンな雰囲気の中で信頼関係を築くことこそ、市長自らが市政演説で述べた「限りある人的・物的資源を市政運営に最大限活用」することに他ならない。

「人事における市長の役割とは「承認」である。したがって川合市長は任命権者として「公正・公平」を欠いてはならない。だが、新任市長が任期一年未満で、公正公平な承認行為などできるはずはない。市庁舎に入入りして間もない状態で、各職員の特性についてわかることなど何もないはずだからだ。

「川合市長のように初就任したケースでは本来、その年度だけは人事に手をつけるべきではないのです。まず前年度からの人事のまま、最低1年は様子を見るべきです。そうしなければ、職員のことなどわかるはずがない。ただでさ

だがこの川合新市長が就任直後、まず手をつけたのは、あろうことか人事であった。トランプのルールを知らない人間がカードをシャッフ

え「しがらみの多い市長」なんですから。最初に人事改革とは、最低のやり方です」川越市のある行政関係者は、新市長の「初仕事」にこう嘆息する。

「仕事に自信を持ち、努力と実行を重ねてきた優秀な職員、川越市の発展と街づくり、人づくりで経験豊かな職員を、今回の人事は大幅に左遷あるいは冷遇しています。それどころか「川越市一般職の職員の給与に関する条例」に違反するケースさえ、今回の人事には見られるのです。法律家であるはずの市長にとっては、言語道断の行為のほずです」川合人事は単なる「魔女狩

ルしたのと同じ。職員のこと、各部署の機能さえよくわからない段階で、どうして「人材の最適な再配置」を実行することができるのか。川合新体制の人事……。それは明らかに、職員の能力や経験を元にしたものではない。舟橋前市長・細田前助役カラーの一扫、そして川合市長自身の選挙に貢献した職員の重用という、あまりに露骨な自己主義、「魔女狩り」と「えこひいき」だけが、川合市長の人事ルールなのだ。

「条例」とは、簡単に言えば地方自治体の法律である。正確には地方公共団体がその自主立法権に基づいて制定する法規。地方公共団体の議会の議決に基づいて制定・改廃されるもので(地方自治法96条1項1号)、民主的な基盤を有している。したがって国会で制定・改廃される「法律」と同様のものであり、法的な強制力が認められている。また条例とは、法令に反しない限りにおいて、地方公共団体の事務すべてについて定めることができる。

「新市長は、最初の二年は人事に手をつけるな!」
 職員について何も知らないはずの行政素人・新人弁護士市長
 初の仕事(人事)は「川越市条例違反」!

別の市行政関係者もこう証言する。

「今回の人事に対し市職員、特に上級職員のあいだで『公正・公平を欠いている』との不満の声が噴出しているのは、まぎれもない事実です。川合市長に好かれた職員が特

「えこひいき昇格」に「魔女狩り降格」川合市長の条例違反を具体的に検証！ 1年しか在級しなかった職員をなぜ昇格させたのか？

川越市が今年4月1日づけで出した「人事発令名簿」。市長部局および教育委員会の二部構成からなるこの名簿には、川越市の各上級職員の氏名とともに、これまでの役職と異動先とが併記されている。この人事発令名簿をベースとして、川合市長が具体的にどのような人事を行ったのかを詳細に見てみる。

まず、明白な条例違反に相当するケースから紹介する。なお文中の「前職」とは平成20年度までの役職を、また現職とは人事発令名簿に記載された現在の異動先を指す。

(3ページ)の「行政職給料表級別標準職務表」を参照してください)

【ケース1…A氏の昇格】(明白な条例違反)

現在、広報監に就任したA氏。前職は教育総務部副部長である。

「行政職給料表級別標準職務

別昇格し、また優遇されている。どう考えたってそうとは思えませんし、こんなことをやっているのは職員の士気があがるはずありません。職員にとって、仕事に充実感を得られる職場ではなくなくなってしまったのです。怠慢をわざ

表」に示されているとおり、A氏の前職(副部長)は8級昇進後の現在(広報監)は9級である。

川越市職員の昇格・昇級について定めたものに「川越市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」(以下、単に「規則」)がある。これは「川越市一般職の職員の給与に関する条例」(以下、単に「条例」)に基づくもの。ここでは「規則イコール条例」と考えていい。

この「規則」第四条では「任命権者は、相当高度の知識経験を有し、複雑困難、企画的な業務を行う職員で勤務成績が優秀であるものについては、別に定める基準により一級上位の級に昇格させることができる」とされている。いうまでもなく任命権者とは市長を意味する。A氏の場合、ここまでは問題がない。

だが次の第六条には、次のような記述がある。

わが生み出すような川合人事では、彼が唱える『公正・公平』をベースとした川越市など、成立するわけがありません。川越市役所は、明らかに後退してしまいましたね」

「職員を昇格させるには、その職員が現に属する職務の級に二年以上在級していなければならない」

昇格には、それまでの職務の級に2年以上在級していなければならぬ。ところがA

氏の場合、前職(副部長)に在級していたのは、わずか1年なのだ。この事実だけでA氏の昇格は立派な条例違反となる。

この「二年以上」についての例外を定めたのが第七条特別の場合の昇格)である。だが「特別の場合」とは、記されているとおり「命がけの職務遂行」で危篤あるいは障害を負うケース。まるで麻薬組織のおとり捜査官か、原発事故から街を救うため防護服を着て緊急突入した技術者のような話だ。A氏の前職(教育総務部副部長)にはまるで当てはまらないことはいうまでもない。A氏はむしろ危篤でもなければ、著しい障害もない。

「川越市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」より抜粋・その1 (下線は本紙による)。

(級別標準職務)
第四条 給与条例第三条第五項に規定する職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第一に定める級別標準職務表に定めるとおりとする。ただし、任命権者は、相当高度の知識経験を有し、複雑困難、企画的な業務を行う職員で勤務成績が優秀であるものについては、別に定める基準により一級上位の級に昇格させることができる。

(昇格)
第六条 職員を昇格させるには、その職員が現に属する職務の級に二年以上在級していなければならない。ただし、職務の特殊性等により必要がある場合は、この限りでない。

(特別の場合の昇格)
第七条 職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合は、前条の規定にかかわらず昇格させることができる。

(勤務成績の証明)
第十四条 給与条例第四条第四項の規定による昇給(第十七条又は第十八条に定めるところにより行うものを除く。次条において同じ。)は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

また第六条の但し書きにある「職務の特殊性」にも該当しない。広報監というポストに特殊性があるとは考えられず、また教育総務部のA氏を1年で広報監に異動させる緊急性も、あろうはずがない。昇格に付随するのが昇給である。A氏の場合はどうか。

「規則」第十四条は、昇給について、A氏の職務について監督する立場にある職員の証明が必要としている。

任命権者川合市長は、A氏の昇給に際し、A氏を監督する立場の職員から「1年の在級でもよい」とする証明を得ているのだろうか。証明を得ていなければ昇給は条例違反であり、違法行為となる。

【ケース2…B氏の昇格】(あり得ない！3階級特別昇格)
B氏の前職は会計室副室長(6級)だが、現在は会計室長(9級)。なんと3階級特別昇格である。本記事の執筆にあたり、本紙はインターネットで全国地方公共団体における職員の特別昇格についていかなる規則ないし条例が存在するのかを調べてみたが、確認できるかぎりではみな川越市の「規則」第七条・特別の場合の昇格とほぼ同様の内容であった。「生命を賭した職務」に言及していない大阪府和泉市の「規則」は、「公務の運営に支障をきたすおそれがあるとき又は職の専門性にかんがみ必要性があるとき」に、市長の承認をえて「2等級以内の」昇格がありうる」とされている。だが川越市の現会計室長は、3階級もの「飛び級」の結果として、そのポストに座している。これはいったいどのような理由から承認されたことなのか。むしろB氏は職務遂行による危篤状態でもなければ、著しい障害を有しているわけでもない。

A・B両氏へ発令された人事は、任命権者の恣意性がきわめて濃厚な超法規的人事、はつきりいえば川合市長の「えこひいき人事」という以外に、妥当な理由が見つかるだろうか。こうした人事を目の当たりにした上級職員が、はたして仕事に意欲を燃

やすだろうか。こんな驚くべき証言もある。「先の市長選の際、特別昇格した職員のなかには、公務員であるにもかかわらずインターネットで川合(候補)の選挙活動をしていったらしいの

「川越市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」より抜粋・その2 (下線は本紙による)

(降格の場合の号給)
第九条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。
2 職員を降格させた場合で当該降格が二級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ一級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
3 前二項の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ市長の承認を得て、その者の号給を決定することができる。

です。その職員がたまたま席を外したとき、電話がかかってきましたね。他の職員が出ると『さっきメールもらったんですけど、川合さんでいいんですか』と問い合わせがあった、というのです」(市行政

関係者。

これが事実なら重大問題である。「選挙運動への功勞」こそが超法規的昇格の真相であるならば、「公正・公平」など絵に描いた餅に過ぎない。

【ケース3...C氏の降格】

つぎに降格されたケースを見てみよう。C氏の前職は保健所参事だったが、今回の人事で保健医療部診療所長となった。「所長」といえば聞こえはいいものの、8級から7級への降格である。

先の「規則」第九条には「員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）とする」とある。つまり職員は降格とは職務の級数が下がるだけで、給料に関しては減給されない。だが何より、降格にはそれ相当の理由が存在しなければならぬ。

「降格された職員は勤勉な人物ですし、まして『職員』の号給を決定することが著しく不適当であると認められる場合」に該当するはずありません。降格の理由が見あたらないのです。あらかじめ市長の承認を得て降格したとはとうてい思えません。A氏のよう明白な条例違反ではないにせよ、多分に市長の『魔女狩り』的な感のある人事ですね（市行政関係者）。

行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
一級	主事補、技師補、保健師、保育士、看護師又は書記補の職務
二級	主事、技師、保育主事又は書記の職務
三級	副主任又は保育副主任の職務
四級	一 主任又は保育主任の職務
	二 相当高度の知識経験に基づき困難な業務を行う副主任又は保育副主任の職務
五級	一 主査、保育主査、副所長、副館長、副園長、場長、生活情報センター所長、母子生活支援施設すみれ館長又は川越駅東口公共地下駐車場事務長の職務
	二 高度の専門的知識又は経験に基づき困難な業務を行う主任又はこれに準ずる職の職務
六級	一 副課長、副室長、主幹、所長、館長、園長、副センター長、事務長、学園長、診療所副事務局長、高階出張所副所長、川越駅西口土地区画整理事務所副所長、高階土地区画整理事務所副所長、教育研究所副所長、中央公民館副館長、中央図書館副館長、博物館副館長又は美術館副館長の職務
	二 高度の専門的知識又は経験に基づき困難な業務を行う主査又はこれに準ずる職の職務
七級	一 課長、室長、副参事、副事務局長、出張所の所長、診療所長、診療所事務局長、新清掃センター建設事務所副所長、西清掃センター所長、川越駅西口土地区画整理事務所副所長、高階土地区画整理事務所副所長、道路管理事務所長、中央公民館長、高階南公民館長、中央図書館長又は市立川越高等学校事務長の職務
	二 高度の専門的知識又は経験に基づき困難な業務を行う副課長又はこれに準ずる職の職務
八級	一 副部長、参事、 A氏 保健所副所長、新清掃センター建設事務所長、中心市街地活性化推進室長、議会事務局副事務局長又は博物館長の職務
	二 高度の専門的知識又は経験に基づき困難な業務を行う課長又はこれに準ずる職の職務
九級	一 部長、理事、政策調整監、秘書広報監、会計室長又は議会事務局長の職務
	二 高度の専門的知識又は経験に基づき困難な業務を行う副部長又はこれに準ずる職の職務

B氏

A氏

「公平・公正」を欠いた川合市長に対し 不満を訴えることのできない上級職員の苦惱

「魔女狩り」……。川合市長ブレインが舟橋前市長・細田前助役体制を刷新するにあたり、いわゆる「舟橋色」「細田色」がついていると見なされた職員に対し、「かつて何々派であった」などという低俗なレッテル貼りの行為で人事を行うことは、川合市長体制スタート以前から強く懸念されてきた。そのため本紙も過去記事にて再三、「魔女狩り行為は許さない」と警告を發してきた。だが残念ながら川合新体制はこの「魔女狩り人事」を大がかりに断行しているというのである。

降格に対し、「冷遇」とは何か。先の市行政関係者は説明する。「冷遇」とは行政用語ではありませんが、職員を冷たく遇する文字通りの意味であり、また「市長承認のいらぬ事実上の降格扱い」でもあります。正式な「降格」の場合、その決定は市長の承認を得なければなりません。しかし冷遇扱いされた8名は、市長の承認なしに、つまり単なる『異動』の決裁により、事実上降格されたに等しいといえるでしょう。

た職員はみな課長以上の管理職で、自治労の組合員ではありません。つまり課長以上の管理職、上級職員は不当人事に対し、訴える先がないのです。市長（任命権者）が公正・公平を著しく欠いているので、訴えることで、さらに冷遇される可能性だってありますし、事実みなそれを恐れて何も言えないのです。市長と職員の壁をなくそうと、市長室のドアを取り払う自治体もあるというのに……。ペテラン職員が、行政素人の新人市長に文句の一つもいえない状況は、あきらかに時代に逆行しています。川越市役所は後退してしまつたのです。

今年的人事発令名簿のなかで、明らかに降格されている職員は少なくとも5名。冷遇されたと思われる職員は8名におよぶ。

「こうした降格・冷遇処置が係長以下の一般職員に対して行われたのであれば、自治労（全日本自治団体労働組合）が黙っていません。しかし今回の人事で煮え湯を飲まされ

報告もしていなかった。それ自体も問題だが、驚いたのは最初にこの被害を市に報告した社協職員が、市長から投げつけられた言葉である。「こういうことは市長に訴えないで、おまえのところまで片付けろ！」

川越市社協の不正を報告した職員に対する市長の言葉「こういうことは市長に訴えないで、おまえのところまで片付けろ！」

職員が市長に物言えない……。これは人事への不満に限ったことではない、と別の市行政関係者は語る。

一例として、先ごろ大手全国紙が報じた川越市社協のサービス券二重発行事件がある。川越市社会福祉協議会（以下「社協」）が運営する有料の在宅福祉サービス事業で、

社協は1年前に被害に気付きながら、今年3月まで市に

サービス券が不正に二重発行され、収入になるべき約80万円の被害が生じたとして川越警察署に届け出た事件である。社協は関係職員らに事情を聴くなど内部調査をしたが、不正に関与した職員は特定できなかったという。

報告した社協職員は市長のこの一言で怒り心頭に発し、

4月2日付けで辞めた、という。「ふじみ野市のプール事故の例を見ればわかるとおり、委託された側（プール管理業者）は責任を取らずに、委託した側（ふじみ野市）が責任を取るのです。市長の減俸を含めて、ね。社協は川越市が福祉関係業務を委託している存在です。川合市長の発言は、市長として言うべきことではありません。責任放棄です。よ。しかも報告しただけで『おまえのところでやることなんだよ』と一蹴するとは……。行

政の素人、という以前に、社会常識が欠落しているのではないでしようか」
川合「弁護士」市長が就任早々、法のプロにあるまじき人事を行ったのは「条例違反」だけではない。慣習の否定もあげられる。
川越市では上級職員の退職にともない、再任用を実施している。定年が60歳であるのに対し、年金受給開始年齢は65歳。この5年間に對するいわば「救済措置」として、退職者の再任用が慣習的に行われている。再任用先は部長ク

ラスで、おもに外郭団体。同一の部署に「元部長」と「新部長」が一緒では、仕事やりにくいという配慮からだ。再任用での給料は定年前の1/2以下の水準。具体的にいえば部長クラスで400万円、課長クラスで350万円……というレベルである。
「川合市長は「慣習」というまでもなく「慣習」とは一定の範囲の人々の間で反復して行われるようになった行動様式。このうち法的効力を持つに至ったものを慣習法と呼ぶ。今日では、行政機関の慣習として、慣習法の成立

の余地を認めており、法令に矛盾しないかぎり法律と同一の効力を持つ。再任用は、慣習法によって守られるべきものなのだ。
だが川合市長はこの再任用に「天下り」との解釈を示し、

今回の人事では1人も外郭団体に再任用させなかったのがある。再任用先では若い職員らと同じく身体や神経をつかう仕事が多く、それでいて給料が1/2以下の水準に下げられるのだ。いったい何が「天下り」なのだろうか。
川合市長は、その経歴から判断するに「法学者」としては優秀なのだろう。だが、いわゆる世間的センスからはお

川合市長を持ち上げた市議らは、自ら議会を貶めるのか！ 市長の「条例違反」を追及できないなら 二度と「公平・公正」など口にするな！


川合市長が配布したハガキには「わくわく川越」とスローガンが謳われている。だが川合市長の、あの草食系の仏頂面をみて、「わくわく」を期待する市民や観光客がいるだろうか。
川合市長が笑ったのを見たことがない……」
職員にこんな寂しい印象をあたえるようでは、情けない。川越市役所は本当に後退してしまったのだろうか。笑顔を忘れたリーダーなど、歌を忘れたカナリヤと同じだ。新任早々に人事に手をつける無神経さ、非常識さに加えて人望のなさ。こんな「行政素人弁護士市長」など、川越市には不要。早々にお引き取り願いたいものだ。

川越市「人事発令名簿」(市長部局・平成21年4月1日付け)より	
特別昇格した職員	
異動後(現在)	異動前(～H21.3.31)
広報監	教育総務部副部長
会計室長	会計室副室長
優遇された職員	
異動後(現在)	異動前(～H21.3.31)
総務部長	保健医療部長
産業観光部長	市民部付理事
建設部長	事業推進部長
議会事務局へ異動	会計室長
福祉部長	福祉部副部長
保健医療部長	保健医療部参事
福祉部副部長	福祉部参事
総合政策部副部長	拠点施設推進室長
総務部参事	人権推進課長
環境部参事	環境施設課長
建設部参事	農政課長
降格された職員	
異動後(現在)	異動前(～H21.3.31)
保健医療部診療所長	保健所参事
財政部管財課長	広報室長
教育委員会へ異動(教育総務部南公民館長)	男女共同参画課長
教育委員会へ異動(教育総務部大東南公民館長)	霞ヶ関北出張所長
市民部広聴課生活情報センター所長	農業委員会事務局主幹
冷遇された職員	
異動後(現在)	異動前(～H21.3.31)
総務部人権担当推進理事	秘書広報監
市民部新斎場建設担当理事	総合政策部新庁舎建設担当理事
市民部付理事 (財団法人川越市施設管理公社へ派遣)	産業観光部長
福祉部付理事 (社会福祉法人川越市社会福祉協議会へ派遣)	福祉部長
環境部新清掃センター建設担当理事	政策調整監
都市計画部三駅周辺地区整備担当理事	建設部長
教育委員会へ異動(学校教育部中高一貫担当理事)	財政部長
市民部参事	市民部副部長

人事における市長の役割が「承認」であることは先述の通り。では、この市長の承認行為に對するチェックは誰が行うのか。市議会ではかな。先の市長選では約40名の市議のうち、過半数が自公民

から社民党まで入り乱れて川合候補を推した。まるでナチスと米共和党とソ連共産党が同じ指導者を推戴するような奇怪な選挙活動を展開したのである。その川合市長の不正行為に、市議らは議会で追及しないのか。旧態依然と眠ったままなのか。あるいは、選挙で推した舌の根も乾かぬうちに追及するなどバツが悪いとばかりに、目をつぶるのか。市議諸氏は、自ら「市議会」を貶め、軽々しい馴れ合いの場にするつもりなのか。
川合市長が人事の際に条例違反を犯したことを本紙は今回、詳細に報じた。もはや「知らなかった」では済まされない。まもなく6月議会である。市議諸氏は毅然とこの問題を追及せよ。もし市長の条例違反を追及できないのなら、市議らも同罪だ。二度と市民の前で「公平・公正」など口にするな。■

170万人の読者が見ています！
ビッグニュースが盛り沢山
「インターネット行政調査新聞」
<http://www.gyouseinews.com/>



行政調査新聞では市民の皆様からの投書、投稿を募集しています。郷土・埼玉への建設的ご意見をお待ちしております

〒350-1103 埼玉県川越市霞ヶ関東 3-8-13
行政調査新聞社
TEL 049 (237) 5431 FAX 049 (237) 5432